

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月22日

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 大塚 紀男

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03 - 3779 - 7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 297,974,000円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,411,292,000円
(注) 1. 本募集は、平成26年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合並びに当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月29日付で提出した有価証券届出書及び平成26年8月4日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「発行数」「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が平成26年8月22日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第三部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	778個 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	274,634,000円 (注) 平成26年7月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値等を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	発行価格は、二項モデルによって算出した新株予約権の1株当たりの公正価値（1円未満の端数は切り上げ）に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）を乗じた金額とします。 なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する金銭債権と相殺するものとします。 (注) 平成26年8月22日に決定する予定であります。
	<省略>

<省略>

(訂正後)

発行数	778個
発行価額の総額	297,974,000円
発行価格	発行価格は、新株予約権1個当たり383,000円（1株当たり383円）とします。 なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する金銭債権と相殺するものとします。
	<省略>

<省略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

	< 省略 >
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。但し、(注)1により行使価格の調整を行うことがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,047,188,000円（平成26年7月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値等を基礎として算出された見込額であります。）
	< 省略 >

< 省略 >

(訂正後)

	< 省略 >
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、1,431円とします。但し、(注)1により行使価格の調整を行うことがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,113,318,000円
	< 省略 >

< 省略 >

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円) (注) 1	発行諸費用の概算額(円) (注) 2	差引手取概算額(円)
1,321,822,000	3,000,000	1,318,822,000

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、平成26年7月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値等を基礎として算出された見込額であります。

< 省略 >

(訂正後)

払込金額の総額(円) (注) 1	発行諸費用の概算額(円) (注) 2	差引手取概算額(円)
1,411,292,000	3,000,000	1,408,292,000

(注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

< 省略 >

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク（14）訴訟対応」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年7月29日）までの間において、下記の変更が生じました。

また、当該有価証券報告書中における将来に関する事項は、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年7月29日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

[事業等のリスク]

(14) 訴訟対応

<省略>

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（第154期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク（13）コンプライアンス」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年8月22日）までの間において、下記の変更が生じました。変更点は_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年8月22日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

[事業等のリスク]

(13) コンプライアンス

当社グループでは、法令・倫理遵守(コンプライアンス)の徹底を目的に「NSK企業倫理規則」を制定し最も重要と考えられる以下の16項目についてコンプライアンスのための行動指針を定め、イントラネット等による掲示・配布、eラーニングや集合研修等による教育を通じて役員・従業員に周知することにより、コンプライアンス・リスクの軽減を図っております。しかしながら、このような対策にもかかわらず、売上偏重、利益偏重等従業員個人の誤った認識や私利私欲等によりコンプライアンス違反が発生し、それに伴い当社グループが刑事上、民事上、行政上の責任を負い、さらには社会的信用を失い、また経済的損害を受ける可能性がないとは言えません。

競争法の遵守

輸出入関係法令の遵守

贈収賄行為の禁止(接待、贈答などの取扱い)

公的機関との取引および政治献金の取扱い

正確な記録および処理

インサイダー取引の禁止

知的財産権の取扱い

違法行為・反社会的行為の禁止

会社財産の保護

企業秘密・個人情報の取扱い

お客様との関わり

調達取引先との関わり

競合他社の信用毀損行為の禁止

差別の禁止と健全な職場環境の整備

労働における基本的権利の尊重

地球環境の保全

なお、当社は、平成25年9月に米国司法省との間で、当社及び当社グループ会社が特定の顧客に対して軸受製品を販売する取引の一部に関して、米国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、6,820万ドルの罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。また、当社は、平成26年1月にカナダでの自動車用軸受の取引の一部に関して、同国競争法に違反する行為を行ったとして、同国ケベック州の裁判所から450万カナダドルの罰金の支払いを命じられました。さらに、当社及び当社の欧州の子会社は、平成26年3月に自動車用軸受の取引に関して、欧州競争法に違反する行為を行ったとして、欧州委員会から6,240万6千ユーロの制裁金の支払いを命じられました。加えて、当社のオーストラリアの子会社は、平成26年5月に同国での軸受の取引の一部に関して、同国競争法に違反する行為を行ったとして、同国連邦裁判所から300万オーストラリアドルの制裁金の支払いを命じられました。また、当社及び当社のシンガポールの子会社は、同月に同国での軸受の取引の一部に関して、同国競争法に違反する行為を行ったとして、同国競争委員会から128万6,375シンガポールドルの制裁金の支払いを命じられました。このほか、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。さらに、当社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所の本社及び関係営業所は、平成26年1月に同社製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。加えて、当社は、平成26年8月に、中国での軸受の取引に関して、同国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、同国国家発展改革委員会から1億7,492万人民元の制裁金の支払いを命じられました。また、上記のほか、当社及び当社の子会社は、その製品の取引に関して各国の関係当局による調査等を受けております。

当社及び当社グループといたしましては、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

なお、調査継続中の事案につきましては、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。